

改正「消安法」の作業経緯

一般社団法人 日本玩具協会

令和6年6月26日	改正「消安法」公布	
12月13日	「政令」公布	「子供用特定製品」に「乳幼児用玩具」（3才未満向け玩具）が指定された。
令和7年1月31日	「技術基準省令」公布	乳幼児用玩具の「技術基準」 「使用に適した年齢に関する基準」 「注意を促す文言」 届出事項（型式区分、工場届出不要の要件） 「子供PSCマーク」のデザイン
2月10日	経産省「運用解釈」	技術基準適合の「参考規格」として、ISO8124、EN71、ASTM F963が提示された。

2月中旬 消安法及びST基準の説明会

3月31日	経産省、「ST2025」が技術基準に適合する規格である旨を確認した。
5月16日	経産省、Q&A（100問）を公表
6月30日	経産省、Q&A（100問）に7問を追加公表。7月版で「ブランド事業者」「工場届出不要要件」を追加
8月14日	経産省「運用解釈」改定（定期的な検査の頻度、「アクセサリ」は項を統合、中古品販売の特例、）

9月中旬 消安法届出に関する説明会

9月25日	事業届出受付開始
-------	----------

（広報）トイジャーナル6月号（改正消安法 ST基準・STマークでの対応について）

トイジャーナル8月号（改正消安法の施行準備状況と事業者が対応すべき事項）

東京おもちゃショー（パネル展示、チラシ配布）